

見積公告

次のとおり、見積競争に付します。

2019年3月20日

全国健康保険協会三重支部

支部長 真柄 欽一

1. 調達内容

(1) 調達案件名

健康保険委員向け広報誌にかかる印刷製本及び封入封緘業務委託

(2) 調達案件の仕様

別紙、仕様書による

(3) 納品期限

別紙、仕様書による

(4) 納品場所

津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル

全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ

(5) 見積競争方法

見積書を提出期限内に提出し、最低価格の見積書を提出した者を契約の相手方とする。

なお、見積金額については、調達物品の他、納入場所に納品を行うために要する一切の諸経費を含めた額とすることとし、見積書には、消費税及び地方消費税相当額を別掲すること。また、消費税額には消費税法改正後の費用を含むこと。

2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条に規定する次の事項に該当する者は、企画競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者
 - ア. 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質、若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

- ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- オ. 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- カ. 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
- キ. 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

(3) 平成 28・29・30 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一参加資格）「物品の製造」または「役務の提供等」の A、B、C 又は D 等級以上に格付けされ、東海北陸地域の競争参加資格を有するものであること。

(4) 競争参加者は次の資格を有すること。

- ① 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- ② 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。

(5) 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(6) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(7) 過去 3 年間において、当該案件と同規模以上の委託業務を請け負った実績を有すること。

(8) ISO/9001 認証の取得またはそれに準ずる内容を業者独自の規約等で定めていること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 見積書提出場所及び問い合わせ先

〒514-1195 津市栄町 4 丁目 255 番地 津栄町三交ビル 6 階
全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ 工藤
電話 059-225-3317

(2) 見積説明書及び仕様書の交付方法

前記 3 (1) の配布場所にて交付する。

(3) 見積書の提出期限

2019年4月12日(金) 17:00まで

(4) 見積書の提出方法

業務要領4(1)提出書類にかかる書類を、前記3(1)へ郵送または持参するものとする。

4. 業者の決定

(1) 業者の決定は、最低価格をもって見積書を提出した者とする。

(2) 決定業者には、2019年4月16日(火)正午までに電話にて連絡することとする。

5. その他

(1) 見積書には事業所名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できない見積書は無効とする。

(2) 提出期限後に提出された見積書は無効とする。

(3) 提出された見積書の差替え、変更又は取消をすることはできない。

(4) 見積競争結果は、別途連絡することとする。

(5) 請書作成の要否 要

(6) 手続きにおける交渉の有無 無

(7) 詳細は見積説明書・仕様書による。